

社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改 正 後				現 行			
社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱				社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱			
第1条 (略)				第1条 (略)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
(用語の定義)				(用語の定義)			
第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)～ (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項で規定する療養介護、同条第7項で規定する生活介護、同条第12項で規定する自立訓練、同条第14項で規定する就労移行支援若しくは同条第15項で規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項で規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項で規定する療養介護、同条第7項で規定する生活介護、同条第12項で規定する自立訓練、同条第13項で規定する就労移行支援若しくは同条第14項で規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項で規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4)障害者総合支援法第5条第2項で規定する居宅介護、同条第3項で規定する重度訪問介護、同	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行聴覚事業所 行動聴覚事業所			(4)障害者総合支援法第5条第2項で規定する居宅介護、同条第3項で規定する重度訪問介護、同	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行聴覚事業所 行動聴覚事業所		

改正後

条第4項で規定する同行 援護、同条第5項で規定 する行動援護（以下「居 宅介護」という。）、同条 第8項で規定する短期入 所、 <u>同条第13項で規定 する就労選択支援</u> 、同条 第16項で規定する就 労定着支援、同条第17 項で規定する自立生活 援助、同条第18項で規 定する共同生活援助及び 同条第19項で規定する 相談支援を行う事業所	（以下「居宅介護事業所」 という。） 短期入所事業所 <u>就労選択支援事業所</u> 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 障害者総合支援法第 5条第29項に基づく福 祉ホーム	福祉ホーム		
(7) ～ (10) (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類ごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。
ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。

(1) ～ (9) (略)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率
(1)～ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 居宅介護事業所、 短期入所事業所、 <u>就</u>	障害者総合支援法第7 9条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3／4

現行

条第4項で規定する同行 援護、同条第5項で規定 する行動援護（以下「居 宅介護」という。）、同条 第8項で規定する短期入 所、同条第15項で規 定する就労定着支援、同 条第16項で規定する 自立生活援助、同条第17 項で規定する共同生活 援助及び同条第18項に 規定する相談支援を行う 事業所	（以下「居宅介護事業所」 という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 障害者総合支援法第 5条第28項に基づく福 祉ホーム	福祉ホーム		
(7) ～ (10) (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類ごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。
ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。

(1) ～ (9) (略)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率
(1)～ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 居宅介護事業所、 短期入所事業所、 <u>就</u>	障害者総合支援法第7 9条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3／4

改 正 後					現 行				
労働者支援事業所、 就労定着支援事業 所、自立生活援助事 業所、共同生活援助 事業所及び被災支援 事業所					労働者支援事業所、 自立生活援助事業 所、共同生活援助事 業所及び被災支援事 業所				
(5) ～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) ～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置) 第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 2 倉設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。 (1) ～ (3) (略) (4) ただし、保勤施設等における地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 地域交流スペースに係る基準額 a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>31,900</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>33,600</u>千円） b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>44,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>46,280</u>千円） c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>43,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>47,930</u>千円） d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>61,520</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>66,150</u>千円） (エ) (略) 3～4 (略) 第6条～第20条 (略)					(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置) 第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 2 倉設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。 (1) ～ (3) (略) (4) ただし、保勤施設等における地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 地域交流スペースに係る基準額 a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>30,500</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>32,130</u>千円） b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>42,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>44,210</u>千円） c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>41,400</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>45,830</u>千円） d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>58,760</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>63,190</u>千円） (エ) (略) 3～4 (略) 第6条～第20条 (略)				

改 正 後	現 行
附則 この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成20年1月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。 附則 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附則	附則 この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成20年1月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。 附則 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附則

改 正 後	現 行
この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。 附則 この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。 附則 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。 附則 この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和5年8月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和6年9月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。	この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。 附則 この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。 附則 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。 附則 この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和5年8月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、令和6年9月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

改 正 後

附則

この要綱は、令和7年10月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
ただし、就労選択支援に係る改正については、令和7年10月1日から適用する。

別表1-1～1-6 (略)

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	7,350,000
		標準	7,000,000
		初度整備加算	107,000
	個室設備加算	都市部	513,000
		標準	489,000
更生施設	本体	都市部	7,350,000
		標準	7,000,000
		初度整備加算	107,000
	個室整備加算	都市部	513,000
		標準	489,000
授産施設		都市部	3,170,000
		標準	3,020,000
		初度設備加算	107,000
宿所提供施設		都市部	2,520,000
		標準	2,400,000
		初度整備加算	107,000
社会事業授産施設		都市部	3,170,000
		標準	3,020,000
		初度整備加算	107,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であ

現 行

別表1-1～1-6 (略)

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)	
救護施設	本体	都市部	7,020,000	
		標準	6,690,000	
	初度整備加算		102,000	
	個室設備加算	都市部	491,000	
		標準	468,000	
更生施設	本体	都市部	7,020,000	
		標準	6,690,000	
	初度整備加算		102,000	
	個室整備加算	都市部	491,000	
		標準	468,000	
授産施設			都市部	3,030,000
			標準	2,880,000
	初度設備加算		102,000	
宿所提供施設			都市部	2,410,000
			標準	2,300,000
	初度整備加算		102,000	
社会事業授産施設			都市部	3,030,000
			標準	2,880,000
	初度整備加算		102,000	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であ

改正後

ること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		補助基準額 単位: (円)
救護施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000
更生施設	都市部	10,060,000
	標準	9,590,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号))」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			補助基準額 単位: (円)
救護施設	本体	都市部	8,160,000
		標準	7,780,000
	初度整備加算		119,000
	個室整備加算	都市部	570,000

現行

ること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		補助基準額 単位: (円)
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号))」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			補助基準額 単位: (円)
救護施設	本体	都市部	7,800,000
		標準	7,440,000
	初度整備加算		114,000
	個室整備加算	都市部	545,000

改 正 後				現 行					
		標準				標準			
		544,000				520,000			
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること				(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること					
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。				2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。					
3 木造施設の改築として行う場合に限る。				3 木造施設の改築として行う場合に限る。					
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。				4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。					
別表2-4				別表2-4					
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)				(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)					
定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)				定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)					
施 設 の 種 類			補助基準額 単位: (円)	施 設 の 種 類			補助基準額 単位: (円)		
救護施設	都市部		11,180,000	救護施設	都市部		10,690,000		
	標準		10,650,000		標準		10,180,000		
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。				(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。					
2 木造施設の改築として行う場合に限る。				2 木造施設の改築として行う場合に限る。					
別表3-1				別表3-1					
1事業(1施設) 当たりの補助基準単価 (単位:円)				1事業(1施設) 当たりの補助基準単価 (単位:円)					
事業(施設)の種類			補助基準額	事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支	本体 (日中活動部 分)	利用定員 20人 以下	都市部	67,800,000	生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支	本体 (日中活動部 分)	利用定員 20人 以下	都市部	64,800,000
			標準	64,500,000				標準	61,700,000
		21人 ~40人	都市部	136,600,000			21人 ~40人	都市部	130,500,000
			標準	130,200,000				標準	124,400,000
		41人 ~60人	都市部	228,400,000			41人 ~60人	都市部	218,100,000

改 正 後					現 行						
援			標準	<u>217,500,000</u>	援			標準	<u>207,800,000</u>		
		61人 ～80人	都市部	<u>320,700,000</u>			61人 ～80人	都市部	<u>306,400,000</u>		
			標準	<u>305,500,000</u>				標準	<u>291,900,000</u>		
		81人 ～100人	都市部	<u>413,400,000</u>			81人 ～100人	都市部	<u>394,800,000</u>		
			標準	<u>393,700,000</u>				標準	<u>376,100,000</u>		
		101人 ～120人	都市部	<u>504,800,000</u>			101人 ～120人	都市部	<u>482,200,000</u>		
			標準	<u>480,800,000</u>				標準	<u>459,300,000</u>		
		121人以上	都市部	<u>597,600,000</u>			121人以上	都市部	<u>570,800,000</u>		
			標準	<u>569,100,000</u>				標準	<u>543,600,000</u>		
		施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型 自立訓練）	利用定員 20人 以下	都市部			<u>54,600,000</u>	施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型 自立訓練）	利用定員 20人 以下	都市部	<u>52,200,000</u>
				標準			<u>52,000,000</u>			標準	<u>49,700,000</u>
			21人 ～40人	都市部			<u>110,300,000</u>		21人 ～40人	都市部	<u>105,300,000</u>
				標準			<u>105,000,000</u>			標準	<u>100,400,000</u>
			41人 ～60人	都市部			<u>184,500,000</u>		41人 ～60人	都市部	<u>176,200,000</u>
				標準			<u>175,800,000</u>			標準	<u>167,900,000</u>
			61人 ～80人	都市部			<u>260,100,000</u>		61人 ～80人	都市部	<u>248,400,000</u>
				標準			<u>247,700,000</u>			標準	<u>236,600,000</u>
			81人 ～100人	都市部			<u>334,100,000</u>		81人 ～100人	都市部	<u>319,100,000</u>
	標準			<u>318,200,000</u>		標準	<u>303,900,000</u>				
	101人 ～120人	都市部	<u>409,500,000</u>	101人 ～120人		都市部	<u>391,200,000</u>				
		標準	<u>390,000,000</u>			標準	<u>372,600,000</u>				
	121人以上	都市部	<u>483,800,000</u>	121人以上		都市部	<u>462,100,000</u>				
		標準	<u>460,800,000</u>			標準	<u>440,100,000</u>				
	就労・訓練事業等整備加算			都市部		<u>52,200,000</u>	就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>49,900,000</u>
				標準		<u>49,800,000</u>				標準	<u>47,600,000</u>
	大規模生産設備等整備加算			都市部		<u>172,300,000</u>	大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>164,600,000</u>
				標準		<u>164,100,000</u>				標準	<u>156,800,000</u>
	短期入所整備加算			都市部		<u>14,100,000</u>	短期入所整備加算			都市部	<u>13,500,000</u>
				標準		<u>13,500,000</u>				標準	<u>12,900,000</u>
	発達障害者支援センター整備加算			都市部		<u>16,500,000</u>	発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>15,800,000</u>
				標準		<u>15,700,000</u>				標準	<u>15,000,000</u>
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部		<u>11,600,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	<u>11,100,000</u>
				標準		<u>11,100,000</u>				標準	<u>10,600,000</u>

改 正 後					現 行								
	居宅介護整備加算		都市部	7,800,000	療養介護	居宅介護整備加算		都市部	7,500,000				
			標準	7,470,000				標準	7,140,000				
			避難スペース整備加算					都市部	45,300,000	避難スペース整備加算		都市部	43,400,000
								標準	43,200,000			標準	41,400,000
	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部		123,400,000	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	117,900,000		
				標準		117,600,000				標準	112,300,000		
		21人 ～40人	都市部	248,000,000		21人 ～40人		都市部	236,900,000				
			標準	236,200,000				標準	225,600,000				
		41人 ～60人	都市部	413,300,000		41人 ～60人		都市部	394,800,000				
			標準	393,600,000				標準	376,000,000				
		61人 ～80人	都市部	581,700,000		61人 ～80人		都市部	555,600,000				
			標準	554,100,000				標準	529,200,000				
		81人 ～100人	都市部	748,600,000		81人 ～100人		都市部	715,100,000				
			標準	713,000,000				標準	681,000,000				
		101人 ～120人	都市部	915,300,000		101人 ～120人		都市部	874,200,000				
			標準	871,700,000				標準	832,600,000				
		121人 以上	都市部	1,082,100,000		121人 以上		都市部	1,033,600,000				
			標準	1,030,600,000				標準	984,400,000				
		就労・訓練事業等整備加算		都市部		52,200,000		就労・訓練事業等整備加算		都市部	49,900,000		
				標準		49,800,000				標準	47,600,000		
		大規模生産設備等整備加算		都市部		172,300,000		大規模生産設備等整備加算		都市部	164,600,000		
				標準		164,100,000				標準	156,800,000		
		短期入所整備加算		都市部		14,100,000		短期入所整備加算		都市部	13,500,000		
				標準		13,500,000				標準	12,900,000		
		発達障害者支援センター整備加算		都市部		16,500,000		発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,800,000		
				標準		15,700,000				標準	15,000,000		
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部		11,600,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000		
				標準		11,100,000				標準	10,600,000		
		居宅介護整備加算		都市部		7,800,000		居宅介護整備加算		都市部	7,500,000		
				標準		7,470,000				標準	7,140,000		
		避難スペース整備加算		都市部		45,300,000		避難スペース整備加算		都市部	43,400,000		
				標準		43,200,000				標準	41,400,000		
	共同生活援	創設	定員4人 ～ 10人	都市部		32,100,000		共同生活援	創設	定員4人 ～ 10人	都市部	30,700,000	

改 正 後					現 行				
助			標準	30,600,000				標準	29,300,000
		短期入所整備加算	都市部	14,100,000			都市部	13,500,000	
			標準	13,500,000			標準	12,900,000	
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,550,000			都市部	2,430,000	
			標準	2,430,000			標準	2,320,000	
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,600,000			都市部	11,100,000	
	標準		11,100,000	標準	10,600,000				
	居宅介護整備加算	都市部	7,800,000	都市部	7,500,000				
		標準	7,470,000	標準	7,140,000				
	避難スペース整備加算	都市部	45,300,000	都市部	43,400,000				
		標準	43,200,000	標準	41,400,000				
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	33,900,000	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	32,400,000	
			標準	32,300,000			標準	30,900,000	
短期入所（短期入所のみの整備の場合）		都市部	17,100,000	短期入所（短期入所のみの整備の場合）		都市部	16,400,000		
		標準	16,300,000			標準	15,600,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	11,600,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	11,100,000		
		標準	11,100,000			標準	10,600,000		
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）		都市部	7,800,000	居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）		都市部	7,500,000		
		標準	7,470,000			標準	7,140,000		
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	45,300,000	避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	43,400,000		
		標準	43,200,000			標準	41,400,000		
補装具製作施設		都市部	17,100,000	補装具製作施設		都市部	16,400,000		
		標準	16,300,000			標準	15,600,000		
盲導犬訓練施設		都市部	213,600,000	盲導犬訓練施設		都市部	204,100,000		
		標準	203,500,000			標準	194,400,000		
点字図書館		都市部	58,600,000	点字図書館		都市部	56,000,000		
		標準	55,800,000			標準	53,400,000		
聴覚障害者情報提供施設		都市部	79,200,000	聴覚障害者情報提供施設		都市部	75,600,000		
		標準	75,400,000			標準	72,000,000		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

改 正 後					現 行				
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)					2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)				
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。					3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。				
別表3-2 (耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)					別表3-2 (耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額	事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行 支援 就労継続 支援	本体 (日中活動部 分)	利用定員 40人 以下	都市部	<u>181,700,000</u>	生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支 援	本体 (日中活動部 分)	利用定員 40人 以下	都市部	<u>173,600,000</u>
			標準	<u>173,100,000</u>				標準	<u>165,300,000</u>
		41人 ~60人	都市部	<u>303,000,000</u>			41人 ~60人	都市部	<u>289,400,000</u>
			標準	<u>288,600,000</u>				標準	<u>275,700,000</u>
		61人 ~80人	都市部	<u>425,700,000</u>			61人 ~80人	都市部	<u>406,700,000</u>
			標準	<u>405,500,000</u>				標準	<u>387,300,000</u>
		81人 ~100人	都市部	<u>548,600,000</u>			81人 ~100人	都市部	<u>524,000,000</u>
			標準	<u>522,500,000</u>				標準	<u>499,100,000</u>
		101人 ~120人	都市部	<u>670,200,000</u>			101人 ~120人	都市部	<u>640,100,000</u>
			標準	<u>638,300,000</u>				標準	<u>609,600,000</u>
		121人以上	都市部	<u>792,700,000</u>			121人以上	都市部	<u>757,200,000</u>
			標準	<u>755,000,000</u>				標準	<u>721,200,000</u>
	施設入所支 援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	<u>146,600,000</u>		施設入所支援 整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	<u>140,000,000</u>
			標準	<u>139,600,000</u>				標準	<u>133,400,000</u>
		41人 ~60人	都市部	<u>244,900,000</u>			41人 ~60人	都市部	<u>234,000,000</u>
			標準	<u>233,300,000</u>				標準	<u>222,900,000</u>
		61人 ~80人	都市部	<u>344,700,000</u>			61人 ~80人	都市部	<u>329,400,000</u>
			標準	<u>328,400,000</u>				標準	<u>313,700,000</u>
		81人 ~100人	都市部	<u>443,100,000</u>			81人 ~100人	都市部	<u>423,300,000</u>
			標準	<u>422,100,000</u>				標準	<u>403,200,000</u>
		101人 ~120人	都市部	<u>543,500,000</u>			101人 ~120人	都市部	<u>519,100,000</u>
			標準	<u>517,600,000</u>				標準	<u>494,400,000</u>
		121人以上	都市部	<u>641,600,000</u>			121人以上	都市部	<u>612,900,000</u>
			標準	<u>612,900,000</u>				標準	<u>584,200,000</u>

改正後

		就労・訓練事業等整備加算	標準	611,100,000
			都市部	69,400,000
		短期入所整備加算	標準	66,100,000
			都市部	15,500,000
		発達障害者支援センター整備加算	標準	14,800,000
			都市部	21,600,000
			標準	20,600,000
			標準	20,600,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ~40人	都市部	151,800,000
			標準	144,600,000
		41人 ~60人	都市部	253,800,000
			標準	241,700,000
		61人 ~80人	都市部	356,400,000
			標準	339,500,000
		81人 ~100人	都市部	459,300,000
			標準	437,500,000
		101人~120人	都市部	560,900,000
			標準	534,200,000

現行

		就労・訓練事業等整備加算	標準	583,700,000
			都市部	66,300,000
		短期入所整備加算	標準	63,200,000
			都市部	14,900,000
		発達障害者支援センター整備加算	標準	14,200,000
			都市部	20,700,000
			標準	19,700,000
			標準	19,700,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人 ~40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人 ~60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
		61人 ~80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ~100人	都市部	438,700,000
			標準	417,900,000
		101人~120人	都市部	535,800,000
			標準	510,300,000

改 正 後						現 行						
	施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型自 立訓練）	121人 以上	都市部	<u>664,000,000</u>		121人 以上	都市部	<u>634,200,000</u>				
			標準	<u>632,400,000</u>			標準	<u>604,000,000</u>				
		利用定員 20人以下	都市部	<u>60,600,000</u>		利用定員 20人以下	都市部	<u>58,000,000</u>				
			標準	<u>57,800,000</u>			標準	<u>55,200,000</u>				
		21人 ～40人	都市部	<u>122,500,000</u>		21人 ～40人	都市部	<u>117,000,000</u>				
			標準	<u>116,700,000</u>			標準	<u>111,500,000</u>				
		41人 ～60人	都市部	<u>205,000,000</u>		41人 ～60人	都市部	<u>195,800,000</u>				
			標準	<u>195,300,000</u>			標準	<u>186,500,000</u>				
		61人 ～80人	都市部	<u>289,000,000</u>		61人 ～80人	都市部	<u>276,000,000</u>				
			標準	<u>275,200,000</u>			標準	<u>262,900,000</u>				
		81人 ～100人	都市部	<u>371,200,000</u>		81人 ～100人	都市部	<u>354,500,000</u>				
			標準	<u>353,500,000</u>			標準	<u>337,700,000</u>				
		101人～120人	都市部	<u>455,000,000</u>		101人～120人	都市部	<u>434,600,000</u>				
			標準	<u>433,400,000</u>			標準	<u>414,000,000</u>				
		121人 以上	都市部	<u>537,500,000</u>		121人 以上	都市部	<u>513,500,000</u>				
			標準	<u>512,000,000</u>			標準	<u>489,000,000</u>				
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>58,000,000</u>		就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>55,500,000</u>	
				標準	<u>55,300,000</u>					標準	<u>52,900,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>191,500,000</u>		大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>182,900,000</u>	
				標準	<u>182,400,000</u>					標準	<u>174,200,000</u>	
	短期入所整備加算			都市部	<u>15,700,000</u>		短期入所整備加算			都市部	<u>15,000,000</u>	
				標準	<u>15,000,000</u>					標準	<u>14,300,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>18,300,000</u>		発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>17,500,000</u>	
				標準	<u>17,500,000</u>					標準	<u>16,700,000</u>	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	<u>12,900,000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	<u>12,400,000</u>	
				標準	<u>12,300,000</u>					標準	<u>11,800,000</u>	
	居宅介護整備加算			都市部	<u>8,660,000</u>		居宅介護整備加算			都市部	<u>8,330,000</u>	
				標準	<u>8,300,000</u>					標準	<u>7,940,000</u>	
避難スペース整備加算			都市部	<u>50,400,000</u>		避難スペース整備加算			都市部	<u>48,200,000</u>		
			標準	<u>48,000,000</u>					標準	<u>46,000,000</u>		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社第2234号）」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

	施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型自 立訓練）	121人 以上	都市部	<u>634,200,000</u>		121人 以上	都市部	<u>634,200,000</u>				
			標準	<u>604,000,000</u>			標準	<u>604,000,000</u>				
		利用定員 20人以下	都市部	<u>58,000,000</u>		利用定員 20人以下	都市部	<u>58,000,000</u>				
			標準	<u>55,200,000</u>			標準	<u>55,200,000</u>				
		21人 ～40人	都市部	<u>117,000,000</u>		21人 ～40人	都市部	<u>117,000,000</u>				
			標準	<u>111,500,000</u>			標準	<u>111,500,000</u>				
		41人 ～60人	都市部	<u>195,800,000</u>		41人 ～60人	都市部	<u>195,800,000</u>				
			標準	<u>186,500,000</u>			標準	<u>186,500,000</u>				
		61人 ～80人	都市部	<u>276,000,000</u>		61人 ～80人	都市部	<u>276,000,000</u>				
			標準	<u>262,900,000</u>			標準	<u>262,900,000</u>				
		81人 ～100人	都市部	<u>354,500,000</u>		81人 ～100人	都市部	<u>354,500,000</u>				
			標準	<u>337,700,000</u>			標準	<u>337,700,000</u>				
		101人～120人	都市部	<u>434,600,000</u>		101人～120人	都市部	<u>434,600,000</u>				
			標準	<u>414,000,000</u>			標準	<u>414,000,000</u>				
		121人 以上	都市部	<u>513,500,000</u>		121人 以上	都市部	<u>513,500,000</u>				
			標準	<u>489,000,000</u>			標準	<u>489,000,000</u>				
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>55,500,000</u>		就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>55,500,000</u>	
				標準	<u>52,900,000</u>					標準	<u>52,900,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>182,900,000</u>		大規模生産設備等整備加算			都市部	<u>182,900,000</u>	
				標準	<u>174,200,000</u>					標準	<u>174,200,000</u>	
	短期入所整備加算			都市部	<u>15,000,000</u>		短期入所整備加算			都市部	<u>15,000,000</u>	
				標準	<u>14,300,000</u>					標準	<u>14,300,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>17,500,000</u>		発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>17,500,000</u>	
				標準	<u>16,700,000</u>					標準	<u>16,700,000</u>	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	<u>12,400,000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	<u>12,400,000</u>	
				標準	<u>11,800,000</u>					標準	<u>11,800,000</u>	
	居宅介護整備加算			都市部	<u>8,330,000</u>		居宅介護整備加算			都市部	<u>8,330,000</u>	
				標準	<u>7,940,000</u>					標準	<u>7,940,000</u>	
避難スペース整備加算			都市部	<u>48,200,000</u>		避難スペース整備加算			都市部	<u>48,200,000</u>		
			標準	<u>46,000,000</u>					標準	<u>46,000,000</u>		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社第2234号）」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

改 正 後					現 行				
2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)					2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)				
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。					3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。				
4 木造施設の改築として行う場合に限る。					4 木造施設の改築として行う場合に限る。				
別表3-4 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)					別表3-4 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)				
1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)					1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額	事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>201,900,000</u>	生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>192,900,000</u>
			標準	<u>192,300,000</u>				標準	<u>183,700,000</u>
		41人 ~60人	都市部	<u>336,600,000</u>			41人 ~60人	都市部	<u>321,500,000</u>
			標準	<u>320,600,000</u>				標準	<u>306,300,000</u>
		61人 ~80人	都市部	<u>473,000,000</u>			61人 ~80人	都市部	<u>451,900,000</u>
			標準	<u>450,500,000</u>				標準	<u>430,400,000</u>
		81人 ~100人	都市部	<u>609,500,000</u>			81人 ~100人	都市部	<u>582,200,000</u>
			標準	<u>580,500,000</u>				標準	<u>554,500,000</u>
		101人~120人	都市部	<u>744,600,000</u>			101人~120人	都市部	<u>711,200,000</u>
			標準	<u>709,200,000</u>				標準	<u>677,400,000</u>
		121人 以上	都市部	<u>880,800,000</u>			121人 以上	都市部	<u>841,300,000</u>
			標準	<u>838,900,000</u>				標準	<u>801,300,000</u>
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>162,900,000</u>		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>155,500,000</u>
			標準	<u>155,100,000</u>				標準	<u>148,200,000</u>
		41人 ~60人	都市部	<u>272,100,000</u>			41人 ~60人	都市部	<u>260,000,000</u>
			標準	<u>259,200,000</u>				標準	<u>247,600,000</u>
		61人 ~80人	都市部	<u>383,000,000</u>			61人 ~80人	都市部	<u>366,000,000</u>
			標準	<u>364,900,000</u>				標準	<u>348,500,000</u>
		81人 ~100人	都市部	<u>492,400,000</u>			81人 ~100人	都市部	<u>470,300,000</u>
			標準	<u>470,300,000</u>				標準	<u>451,900,000</u>

改 正 後					現 行					
				標準	469,000,000				標準	448,000,000
			101人～120人	都市部	603,900,000			101人～120人	都市部	576,800,000
				標準	575,100,000				標準	549,400,000
			121人 以上	都市部	712,900,000			121人 以上	都市部	681,000,000
		標準		679,000,000	標準		648,500,000			
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	77,100,000	就労・訓練事業等整備加算		都市部	73,700,000		
			標準	73,500,000			標準	70,200,000		
		短期入所整備加算	都市部	17,200,000	短期入所整備加算		都市部	16,500,000		
			標準	16,500,000			標準	15,800,000		
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	24,000,000	発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,000,000		
			標準	22,900,000			標準	21,900,000		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表4－1
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,241,000
	初度設備加算	1世帯当たり	104,000
	心理療去室整備加算	1施設当たり	32,486,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4－2
補助基準単価

				標準	469,000,000
			101人～120人	都市部	603,900,000
				標準	575,100,000
			121人 以上	都市部	712,900,000
標準	679,000,000				
就労・訓練事業等整備加算	都市部	77,100,000			
	標準	73,500,000			
短期入所整備加算	都市部	17,200,000			
	標準	16,500,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	24,000,000			
	標準	22,900,000			

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表4－1
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,871,000
	初度設備加算	1世帯当たり	99,000
	心理療去室整備加算	1施設当たり	31,028,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4－2
補助基準単価

改 正 後

(単位：円)

施設の種類の		単位	補助基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	1施設当たり	<u>24,864,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり	<u>1,352,000</u>
	地域交流スペース（防災拠点型）	1施設当たり	<u>33,146,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり	<u>3,534,000</u>
	特殊付帯工事	1施設当たり	<u>15,942,000</u>

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-3
補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種類の		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	<u>12,501,000</u>

別表4-4
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類の		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1m当たり	<u>12,000</u>

※ 倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5 (略)

現 行

(単位：円)

施設の種類の		単位	補助基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	1施設当たり	<u>23,748,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり	<u>1,292,000</u>
	地域交流スペース（防災拠点型）	1施設当たり	<u>31,658,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり	<u>3,375,000</u>
	特殊付帯工事	1施設当たり	<u>15,227,000</u>

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-3
補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種類の		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	<u>11,940,000</u>

別表4-4
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類の		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1m当たり	<u>11,000</u>

※ 倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5 (略)

